

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第14号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 葬祭場使用料の改定について

資料2 公の施設の標準的受益者負担割合

資料3 葬祭場使用料積算表 (令和2年2月時点)

参考資料1 他都市の火葬場利用料金(令和元年10月現在)

参考資料2 新旧対照表

参考資料3 令和2年1月30日健康福祉委員会資料

令和2年2月13日

健康福祉局

## 1 葬祭場使用料設定の考え方

### (1) 葬祭場使用料の改定

・「かわさき北部斎苑」では、施設設備の老朽化や将来的な火葬需要の増加、多様な葬儀形態に対応するため、平成24年度から計画的に大規模改修工事を実施しており、令和2年9月末の駐車場改良工事完了をもって、施設全体の工事が完成する。このことから、葬祭場使用料（火葬料、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料）について、市民サービスの受益と負担の適正化を図るため「使用料・手数料の設定基準(令和元年11月改定)」に基づき、大規模改修工事を含めた原価算定の見直しを行い、現在の受益者負担割合と標準的受益者負担割合との間で大きな乖離があることから、使用料の改定を行う。

### (2) 基本的な考え方

#### 「使用料、手数料の設定基準(令和元年11月改定)」に基づく対応

- ・市内居住者の受益者負担割合は、「標準的な受益者負担の考え方」に基づき「火葬料」は25%程度、「遺体保管料」「休憩室使用料」「斎場使用料」は100%と設定されている。
- ・葬祭場の使用料の算定に当たっては、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応(令和元年11月策定)」に基づき、消費税の負担を適切に転嫁する。
- ・各使用料について大幅な増額となる場合、全体的なバランスに考慮し、市内居住者の使用料については、改定前の使用料の1.5倍を超えない額とする。

### (3) 平成29年度包括外部監査結果への対応

- ・監査テーマ「使用料及び手数料等の事務の執行について」（監査結果：平成30年2月9日公表）
- 【監査人からの主な意見】
- ・受益者負担割合のモニタリングのためには、火葬料以外の原価計算について、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料ごとの原価計算を実施する必要がある点に留意されたい。
- ・かわさき北部斎苑の大規模改修工事に要した工事原価を含むすべてのインシヤルコストを積算し、適正な受益者負担割合を考慮して料金の改定を検討すべき。
- 【監査人意見に対する対応】（平成31年1月21日公表）
- ・葬祭場使用料の原価算定にあたっては、関係局との調整を踏まえ、監査人意見を適切に反映する。

## 2 葬祭場使用料の積算

### (1) 原価算定の単位

- ・火葬料、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料ごとに原価算定を実施。

### (2) 葬祭場使用料の原価算定の考え方

火葬料	市内居住者	【ランニングコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【25%】
	市外居住者	【ランニングコスト・インシヤルコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】
遺体保管料	市内居住者	【ランニングコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】
	市外居住者	【ランニングコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】 × 【市外居住者負担割合】
休憩室使用料	市内居住者	【ランニングコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】
	市外居住者	【ランニングコスト・インシヤルコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】
斎場使用料	市内居住者	【ランニングコスト・インシヤルコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】
	市外居住者	【ランニングコスト・インシヤルコスト】 ÷ 【稼働見込み】 × 【100%】 × 【市外居住者負担割合】

### (3) 各コストの主な内容

ランニングコスト	指定管理委託料、光熱水費、葬祭場運営管理システム経費、火葬炉維持管理費等
インシヤルコスト	葬祭場施設整備費(建設費・設備整備費)、大規模改修費等

※インシヤルコストは、減価償却を考慮した金額。

## 3 葬祭場使用料改定額(案)

### (1) 市内居住者の葬祭場使用料

#### 【火葬料、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料】

・原価算定の結果、大幅な増額となることから、「使用料、手数料の設定基準」の経過措置の基準を適用し、改定前の使用料の1.5倍とする。

### (2) 市外居住者の葬祭場使用料

#### 【火葬料】

・原価計算の結果に基づき、値下げを行う場合、市外居住者の利用増加により、市民の火葬予約が取りづらくなる可能性がある。現行の市外居住者の火葬料は、周辺自治体の火葬料と比較し同等程度となっていることから、据え置きとする。

#### 【遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料】

・原価算定の結果、大幅な増額となることから、「使用料、手数料の設定基準」を参酌し、市内居住者の各使用料と同様に、改定前の使用料の1.5倍とする。

#### 【参考】市外居住者の火葬料平均(本市を除く) 《令和元年10月現在》

《東京都、政令市の全国平均 54,773円》

《近隣都市(東京都、横浜市、千葉市、相模原市)の平均 59,300円》

### (3) 葬祭場使用料の改定額(案)

種別		金額	
		市内居住者	市外居住者
火葬料	12歳以上	6,750円	60,000円
	12歳未満	4,500円	30,000円
	死産児	2,250円	15,000円
遺体保管料(1体1日)		1,500円	4,500円
休憩室使用料(50人用)		6,000円	18,000円
休憩室使用料(25人用)		3,000円	9,000円
斎場使用料	200人用	90,000円	270,000円
	100人用	45,000円	135,000円
	50人用	22,500円	67,500円
	25人用	11,250円	33,750円

※斎場使用料は、南北両斎苑の200人用、100人用、50人用の斎場使用料を同一金額とし、かわさき北部斎苑25人用のみ個別金額を設定。

## 4 今後のスケジュール

・かわさき北部斎苑の駐車場改良工事の完了により、大規模改修工事全てが完了となることから、その完成時期をもって、葬祭場使用料の改定を行う。

#### 【スケジュール】

- ・2月初旬 かわさき北部斎苑駐車場改良工事着工
- ・2月17日 令和2年第1回定例会にて葬祭条例改正議案の提出
- ・9月下旬 かわさき北部斎苑駐車場改良工事完了
- ・10月 葬祭条例施行規則を施行し、改定後の葬祭場使用料を適用する

# 〔公の施設の標準的受益者負担割合〕

資料2

公の施設(広く一般市民が利用し、使用料について実質的に決定できる施設)の使用料について、施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、市場性(縦軸)及び公共関与の必要性(横軸)により9区分の標準的受益者負担割合(0~100%)を設定

(単位:%)

		市場的(民間同種・類似施設 多)					
		I	受益者負担割合	II	受益者負担割合	III	受益者負担割合
基礎的(公共関与の必要性大)	C	<b>C I 50%程度</b>		<b>C II 75%程度</b> 文化・芸術施設 藤子・F・不二雄ミュージアム	72.6	<b>C III 100%</b> 余暇施設等 生田緑地ゴルフ場 多摩川緑地バーベキュー場 つり池 霊園等 霊園・霊堂 斎苑(斎場業務)	113.8 98.2 95.7 102.8 <b>82.5</b>
	B	<b>B I 25%程度</b> 市民館・会館等 生活文化会館 港湾振興会館 産業振興会館 教育文化会館・市民館等 総合福祉センター 男女共同参画センター 平和館 市民プラザ 国際交流センター 大山街道ふるさと館 東海道かわさき宿交流館 労働会館 橋りサイクルコミュニティセンター 青少年宿泊施設 青少年の家 八ヶ岳少年自然の家 斎苑 斎苑(火葬業務)	33.9 29.8 26.2 18.5 21.1 23.1 23.3 24.8 23.2 20.8 28.2 27.1 21.8 25.1 22.3 15.9	<b>B II 50%程度</b> 運動施設 公園内運動施設 多摩川緑地パークボール場 とどろきアリーナ スポーツセンター 石川記念武道館 余熱利用市民施設	53.1 53.2 34.2 29.1 25.0 28.2	<b>B III 75%程度</b>	
	A	<b>A I 0%</b> 青少年活動施設 こども文化センター・わくわくプラザ こども夢パーク 黒川青少年野外活動センター 緑化センター 緑化センター 老人活動施設 老人福祉センター 老人いこいの家	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	<b>A II 25%程度</b> 文化・芸術施設 日本民家園 青少年科学館 岡本太郎美術館 川崎シンフォニーホール 野外音楽堂 アートセンター 市民ミュージアム	20.4 23.8 19.0 24.3 26.0 23.9 4.0	<b>A III 50%程度</b>	
		I		II		III	
		非市場的(民間同種・類似施設 少)					

(注)表中の受益者負担割合は平成25・26年度決算の平均値

- ・港湾振興会館については、平成25年度の決算は臨時的な駐車場収入による影響があったため、平成26年度の決算としている。
- ・東海道かわさき宿交流館については、平成25年度の決算は半年間の稼働であったため、平成26年度の決算としている。

平成28年7月28日総務委員会資料  
を基に、健康福祉局にて作成。

### 葬祭場使用料積算表（令和2年2月時点）

【単位：円】

種別	市内・市外	【コスト】		【稼働見込み】				受益者 負担割合	市外居住者 負担割合	【積算単価】 消費税率引上に 伴う負担転嫁前	【積算単価】 消費税率引上に 伴う負担転嫁後	葬祭場使用料 改定前	葬祭場使用料 改定(案)			
		ランニングコスト	仁葬コスト	件数	稼働 日数	収容 人数	総収容 人数							保管 日数		
火葬料	12歳以上	市内	¥403,564,783	÷	11,311件				×	0.25	=	¥8,919	¥8,919	¥4,500	¥6,750	
	市外	( ¥403,564,783 + ¥127,327,238 )	÷	11,311件				×	1.00	=	¥46,935	¥46,935	¥60,000	¥60,000		
遺体保管	1体1日	市内	( ¥6,343,393 + ¥0 )	÷	3,076日				×	1.00	=	¥2,062	¥2,100	¥1,000	¥1,500	
	市外	( ¥6,343,393 + ¥0 )	÷	3,076日				×	1.00	×	3倍	=	¥6,186	¥6,300	¥3,000	¥4,500
休憩室	50人用	市内	¥108,983,476	÷	8,800件				×	1.00	=	¥12,384	¥12,613	¥4,000	¥6,000	
	市外	( ¥108,983,476 + ¥75,687,269 )	÷	8,800件				×	1.00	=	¥20,985	¥21,373	¥12,000	¥18,000		
斎場	200人用	市内	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 200人 ÷ 750人				×	1.00	=	¥138,449	¥141,012	¥60,000	¥90,000	
		市外	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 200人 ÷ 750人				×	1.00	×	3倍	=	¥415,347	¥423,038	¥180,000
	100人用	市内	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 100人 ÷ 750人				×	1.00	=	¥69,224	¥70,505	¥30,000	¥45,000	
		市外	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 100人 ÷ 750人				×	1.00	×	3倍	=	¥207,673	¥211,518	¥90,000
	50人用	市内	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 50人 ÷ 750人				×	1.00	=	¥34,612	¥35,252	¥15,000	¥22,500	
		市外	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 50人 ÷ 750人				×	1.00	×	3倍	=	¥103,836	¥105,758	¥45,000
	25人用	市内	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 25人 ÷ 750人				×	1.00	=	¥17,306	¥17,626	¥7,500	¥11,250	
		市外	( ¥90,306,282 + ¥71,679,160 )	÷	312日 × 25人 ÷ 750人				×	1.00	×	3倍	=	¥51,918	¥52,879	¥22,500

※火葬料は非課税。

他都市の火葬場利用料金(令和元年10月現在)

参考資料1

川崎市			東京都(7歳以上・未満)		横浜市(10歳以上・未満)		さいたま市		千葉市		相模原市		札幌市		仙台市(6歳以上・未満)		新潟市			
種別	金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額			
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者		
火葬料	12歳以上	4,500円	60,000円	61,000円	73,200円	12,000円	50,000円	7,000円	56,000円	6,000円	60,000円	6,000円	54,000円	0円	49,000円	9,000円	27,200円	0円	28,000円	
	12歳未満	3,000円	30,000円	35,300円	42,360円	8,000円	34,000円	3,500円	28,000円	3,000円	30,000円	4,000円	36,000円	0円	40,000円	4,500円	13,600円	0円	14,000円	
	死産児	1,500円	15,000円	18,900円	22,680円	2,400円	10,000円	1,500円	11,000円	1,500円	15,000円	2,400円	21,600円	0円	23,000円	3,500円	10,600円	0円	9,300円	
遺体保管料1体1日		1,000円	3,000円	8,310円	9,970円			540円		5,140円	10,280円	3,000円	5,000円	100円/時間	100円/時間	1,500円	4,500円			
休憩室使用料		4,000円(50人用)	12,000円	10,600円	12,720円	5,000円(40人用)	7,500円	浦和斎場 1,640円/時間	浦和斎場 3,280円/時間	0円	0円	0円	0円	23,000円	23,000円	2時間まで 5,000円	2時間まで 15,100円	1,500円	3,000円	
		2,000円(25人用)	6,000円	青山葬儀所 8時間:197,000円 4時間:98,500円	8時間:236,400円 4時間:118,200円	2,500円(20人用)	3,750円	大宮斎苑 1,880円/時間	大宮斎苑 3,760円/時間			0円	0円				2時間超 1時間毎 2,500円	2時間超 1時間毎 7,500円		
斎場使用料		200人用	南:80,000円 北:60,000円	南:240,000円 北:180,000円	青山葬儀所 8時間 769,000円	8時間 922,800円	50,000円(南部・戸塚)	75,000円	第1斎場 3,660円/時間				【大式場】 50,000円(100人)	75,000円(大式場)					青山斎場 16時~翌9時 16,500円	青山斎場 16時~翌9時 28,000円
		100人用	南:40,000円 北:30,000円	南:120,000円 北:90,000円	4時間 384,500円	4時間 461,400円			第2斎場 1,830円/時間		78,560円	157,130円	【小式場】 40,000円(70人)	60,000円(小式場)					青山斎場 9時~15時 16,500円	青山斎場 9時~15時 28,000円
		50人用	南:20,000円 北:15,000円	南:60,000円 北:45,000円	雑司ヶ谷崇祖堂 1回 6,700円	1回 8,040円	220,000円(北部大ホール)	330,000円			38,750円	78,560円							青山斎場 16時~翌15時 33,000円	青山斎場 16時~翌15時 56,000円
		25人用	北:7,500円	北:22,500円			80,000円(北部ホール)	120,000円												

静岡市			浜松市		名古屋市(10歳以上・未満)		京都市(10歳以上・未満)		大阪市(10歳以上・未満)		堺市		神戸市(10歳以上・未満)		岡山市(東山斎場)(13歳以上・未満)		岡山市(西大寺斎場)(13歳以上・未満)		
種別	金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		金額		
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	
火葬料	12歳以上	10,000円	44,000円	0円	42,000円	5,000円	70,000円	20,000円	100,000円	10,000円	60,000円	20,000円	100,000円	12,000円	36,000円	10,000円	45,000円	6,000円	35,000円
	12歳未満	6,000円	26,000円	0円	28,000円	2,500円	35,000円	13,000円	74,000円	6,000円	36,000円	14,000円	70,000円	6,000円	18,000円	8,000円	33,000円	4,000円	23,000円
	死産児	4,000円	17,000円	0円	14,000円	1,200円	16,800円	5,000円	38,000円	3,000円	18,000円	6,000円	30,000円	2,400円	7,200円	5,000円	21,000円	2,000円	12,000円
遺体保管料1体1日				2,050円	2,050円	400円	600円			800円	800円	2,000円	6,000円	1,000円	2,000円				
休憩室使用料						八事斎場 3,000円	八事斎場 4,500円			0円	0円	火葬場の使用許可から規則で定める時間まで無料		1~3・5号室 2時間以内 3,000円	1~3・5号室 2時間以内 6,000円				
						第二斎場 4,000円	第二斎場 6,000円					上記以外 3,000円(2時間迄毎)	上記以外 9,000円(2時間迄毎)	以後、1時間毎 1,500円	以後、1時間毎 3,000円	6・7号室は倍	6・7号室は倍		
斎場使用料				浜松斎場 33,350円	同左					※参照			70人用 70,000円(通夜~告別)	70人用 210,000円(通夜~告別)					
				雄踏斎場(洋) 51,420円 通夜20,570円	同左						70人用 35,000円(通夜or告別)	70人用 105,000円(通夜or告別)							
				雄踏斎場(和) 41,140円 通夜20,570円	同左						40人用 50,000円(通夜~告別)	40人用 150,000円(通夜~告別)							
											40人用 25,000円(通夜or告別)	40人用 75,000円(通夜or告別)							

広島市			北九州市(10歳以上・未満)		福岡市(10歳以上・未満)		熊本市		
種別	金額		金額		金額		金額		
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	
火葬料	12歳以上	8,200円	59,000円	15,000円	55,000円	20,000円	70,000円	6,000円	36,000円
	12歳未満	5,900円	42,000円	7,500円	44,000円	10,000円	35,000円	4,000円	24,000円
	死産児	3,200円	23,000円	3,700円	22,000円	3,000円	3,000円	2,000円	12,000円
遺体保管料1体1日		1,130円	8,200円						
休憩室使用料				4,000円	4,000円	2時間以内 5,000円	2時間以内 5,000円	2時間以内 4,000円	2時間以内 4,000円
斎場使用料		100人用 15時~21時 42,000円	100人用 15時~21時 68,000円	基本額 3時間以内 6,000円	基本額 3時間以内 6,000円			16時~翌9時 5,000円	16時~翌9時 30,000円
		100人用 9時~15時 33,900円	100人用 9時~15時 54,000円	加算額 1時間毎 2,000円	加算額 1時間毎 2,000円			9時~15時 5,000円	9時~15時 30,000円
		50人用 15時~21時 36,000円	50人用 15時~21時 58,000円					16時~翌15時 10,000円	16時~翌15時 60,000円
		50人用 9時~15時 27,700円	50人用 9時~15時 44,000円						

※大阪市(斎場使用料一覧)

式場使用料		別紙	
式場使用料	北斎場	大式場	昼間1回 40,000円 夜間1回 80,000円
		中式場	昼間1回 20,000円 夜間1回 40,000円
		小式場	昼間1回 6,000円 夜間1回 12,000円
	小林斎場	大式場	昼間1回 9,000円 夜間1回 18,000円
		小式場	昼間1回 3,000円 夜間1回 6,000円
	佃斎場	大式場	昼間1回 6,000円 夜間1回 12,000円
		小式場	昼間1回 3,000円 夜間1回 6,000円
	鶴見斎場	大式場	昼間1回 23,000円 夜間1回 46,000円
		小式場	昼間1回 6,000円 夜間1回 12,000円
	瓜破斎場	大式場	昼間1回 12,000円 夜間1回 24,000円
		小式場	昼間1回 6,000円 夜間1回 12,000円
	会葬者控室使用料		昼間1回 1,500円 夜間1回 3,000円

【市内の定義】  
死亡者若しくは申請者が市内居住者の場合、市内とする。

【東京都・政令市 市外火葬料】全国平均(本市除く)  
54,733円(小数点以下切捨て)

【近隣都市 市外火葬料】近隣都市平均(本市除く)  
59,300円(小数点以下切捨て)

※ 隣接都市: 東京都、横浜市、千葉市、相模原市

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前					
○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号					○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号					
(使用許可)					(使用許可)					
第5条 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。					第5条 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。					
(使用料)					(使用料)					
第6条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。					第6条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。					
2 使用料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分納させ、又は後納させることができる。					2 使用料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分納させ、又は後納させることができる。					
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）					
		金額				金額				
種別		市内居住者	市外居住者	付記		種別		市内居住者	市外居住者	付記
火葬料1体		<u>6,750円</u>	60,000円	12歳以上		火葬料1体		4,500円	60,000円	12歳以上
		<u>4,500円</u>	30,000円	12歳未満				3,000円	30,000円	12歳未満
		<u>2,250円</u>	15,000円	死産児				1,500円	15,000円	死産児
遺体保管料1体1日		<u>1,500円</u>	<u>4,500円</u>			遺体保管料1体1回		1,000円	3,000円	
休憩室使用料1回	かわさき南部斎苑	<u>6,000円</u>	<u>18,000円</u>	50人用		休憩室使用料1回	かわさき南部斎苑	4,000円	12,000円	50人用
	かわさき北部斎苑	<u>3,000円</u>	<u>9,000円</u>	25人用			かわさき北部斎苑	2,000円	6,000円	25人用
斎場使用	かわさき	<u>90,000円</u>	<u>270,000円</u>	200人用	(1) 通夜及び告別式を	斎場使用	かわさき	80,000円	240,000円	200人用 (1) 通夜及び告別式をもつ

改正後							改正前									
料1 回	南部 斎苑	合	区画する 場合	<u>45,000円</u>	<u>135,000円</u>	100人用	もって1回 とする。 (2) 通夜又は 告別式の みに使用する 場合の使用 料につい ては、それ ぞれの額の 2分の1の 額とする。	南部 斎苑	合	区画する 場合	40,000円	120,000円	100人用	て1回とす る。 (2) 通夜又は 告別式のみに 使用する場合 の使用料につ いては、それ ぞれの額の2 分の1の額と する。		
			区画し ない場 合	<u>45,000円</u>	<u>135,000円</u>	100人用				区画し ない場 合	40,000円	120,000円	100人用			
		B	区画す る場 合	<u>22,500円</u>	<u>67,500円</u>	50人用			B	区画す る場 合	20,000円	60,000円	50人用			
			C		<u>22,500円</u>	<u>67,500円</u>				50人用	C		20,000円		60,000円	50人用
			A		<u>90,000円</u>	<u>270,000円</u>				200人用	A		60,000円		180,000円	200人用
	かわ さき 北部 斎苑	B		<u>45,000円</u>	<u>135,000円</u>	100人用		B		30,000円	90,000円	100人用				
		C	区画し ない場 合	<u>22,500円</u>	<u>67,500円</u>	50人用		C	区画し ない場 合	15,000円	45,000円	50人用				
			区画す る場 合	<u>11,250円</u>	<u>33,750円</u>	25人用			区画す る場 合	7,500円	22,500円	25人用				

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

### 1 葬祭場整備の経緯

本市では、昭和57年に「市立葬祭場(現かわさき北部斎苑)」に火葬棟を整備し、市内の火葬需要に対応してまいりましたが、更なる火葬需要に対応するため、平成16年6月に「かわさき南部斎苑」を開設し、市民サービスの充実を図るとともに、葬祭場使用料の改定を併せて実施いたしました。

その後、「かわさき北部斎苑」の施設や設備の老朽化、将来的な火葬需要の増加及び多様な葬儀形態に的確に対応するため、平成24年度より計画的に「かわさき北部斎苑」の大規模改修工事を実施してまいりました。

#### 【かわさき北部斎苑大規模改修工事スケジュール】

工事名称	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
斎場棟改修工事	工事								
火葬炉改修工事			工事						
管理棟新築工事		土壌調査	基本実施設計 測量 地質調査			工事			
火葬棟・休憩棟改修工事					実施設計		工事		
駐車場改良工事			計画検討		概略設計	調整・実施設計		工事(予定)	
指定管理期間	第2期		第3期			第3期(延長)		第4期	

### 2 葬祭場使用料の変遷

(1) 平成16年4月～平成28年3月

種別	金額			
	市内居住者	市外居住者		
火葬料	12歳以上	3,000円	30,000円	
	12歳未満	2,000円	20,000円	
	死産児	1,000円	10,000円	
遺体保管料	1,000円	3,000円		
休憩室使用料(50人用)	4,000円	12,000円		
斎場使用料	南	200人用	80,000円	240,000円
		100人用	40,000円	120,000円
	北	50人用	20,000円	60,000円
		200人用	60,000円	180,000円
	北	100人用	30,000円	90,000円

平成16年6月の「かわさき南部斎苑供用」開始時の葬祭場利用料

(2) 平成28年4月～平成30年3月

種別	金額			
	市内居住者	市外居住者		
火葬料	12歳以上	4,500円	60,000円	
	12歳未満	3,000円	30,000円	
	死産児	1,500円	15,000円	
遺体保管料	1,000円	3,000円		
休憩室使用料(50人用)	4,000円	12,000円		
斎場使用料	南	200人用	80,000円	240,000円
		100人用	40,000円	120,000円
	北	50人用	20,000円	60,000円
		200人用	60,000円	180,000円
	北	100人用	30,000円	90,000円

平成26年度・27年度の「かわさき北部斎苑火葬炉改修工事」を踏まえ、火葬料のみ「使用料・手数料の設定基準」に基づき見直しを実施。積算額が改定前の1.5倍を超えるため、市内居住者は1.5倍、市外居住者は改修コスト等の全ての原価を転嫁し、改定を実施。

(3) 平成30年4月～現在

種別	金額			
	市内居住者	市外居住者		
火葬料	12歳以上	4,500円	60,000円	
	12歳未満	3,000円	30,000円	
	死産児	1,500円	15,000円	
遺体保管料	1,000円	3,000円		
休憩室使用料(50人用)	4,000円	12,000円		
休憩室使用料(25人用)	2,000円	6,000円		
斎場使用料	南	200人用	80,000円	240,000円
		100人用	40,000円	120,000円
	北	50人用	20,000円	60,000円
		200人用	60,000円	180,000円
	北	100人用	30,000円	90,000円
		50人用	15,000円	45,000円
2.5人用	7,500円	22,500円		

平成30年4月の「かわさき北部斎苑管理棟新築」に伴い、小規模斎場(50人用・25人用)、小規模休憩室(25人用)を新たに設置するための、休憩室使用料・斎場使用料の料金設定。なお、改修工事継続に伴い、火葬料、その他の使用料は据え置いた。

### 3 葬祭場使用料設定の考え方

#### (1) 葬祭場使用料の設定

「かわさき北部斎苑」の大規模改修工事は、令和2年9月末の駐車場改良工事完了をもって、施設全体の工事が完成となることから、「かわさき北部斎苑」の大規模改修工事の実施を踏まえた原価算定を実施したうえで、葬祭場使用料(火葬料、休憩室使用料、斎場使用料、遺体保管料)について、受益者負担の適正化の観点から全体的な見直しを予定しております。

#### (2) 基本的な考え方

##### ●「使用料、手数料の設定基準(令和元年11月改定)」に基づく対応

- ・市内居住者の受益者負担割合は、「標準的な受益者負担の考え方」に基づき「火葬料」は25%程度、「休憩室使用料」「斎場使用料」「遺体保管料」は100%と設定されている。
- ・葬祭場の使用料の算定に当たっては、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応(令和元年11月策定)」に基づき、消費税の負担を適切に転嫁する。
- ・各使用料について大幅な増額となる場合、全体的なバランスを考慮し、市内居住者の使用料については、改定前の使用料の1.5倍を超えない額とする。

#### (3) 平成29年度包括外部監査結果への対応

- ・監査テーマ「使用料及び手数料等の事務の執行について」(監査結果：平成30年2月9日公表)
- 【監査人からの主な意見】
- ・受益者負担割合のモニタリングのためには、火葬料以外の原価計算について、休憩室使用料、斎場使用料、遺体保管料ごとの原価計算を実施する必要がある点に留意されたい。
- ・かわさき北部斎苑の大規模改修工事に要した工事原価を含むすべてのイニシャルコストを積算し、適正な受益者負担割合を考慮して料金の改定を検討すべき。

#### 【監査人意見に対する対応】(平成31年1月2日公表)

- ・葬祭場使用料の原価算定にあたっては、関係局との調整を踏まえ、監査人意見を適切に反映してまいります。

### 4 今後のスケジュール(予定)

- ・かわさき北部斎苑の駐車場改良工事の完了により、大規模改修工事全てが完了となることから、その完成時期をもって、葬祭場使用料の改定を行う。

#### 【スケジュール】

- ・2月初旬 かわさき北部斎苑駐車場改良工事着工
- ・2月 令和2年第1回定例会にて葬祭条例改正議案の提出
- ・9月下旬 かわさき北部斎苑駐車場改良工事完了
- ・10月 葬祭条例施行規則を施行し、改定後の葬祭場使用料を適用する